

事務連絡
令和5年5月9日

村立小中学校 保護者 様
村立幼稚園 保護者 様

北中城村教育委員会
教育長 徳村 永盛
(公印省略)

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

平素より学校における感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省は令和5年4月28日付け及び沖縄県教育委員会より4月28日付けで「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知を発出しました。

この通知に伴い、村立幼小中学校における5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおり改定を行いました。

保護者の皆様におかれましては、下記の項目についてご理解いただき、引き続き学校・園における感染拡大防止へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1) 家庭と連携して児童生徒等の健康状態の把握を行う。
- (2) 引き続き、適切な換気の確保や手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じる。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合は、一時的に活動場面に応じた次の①～③の対策を講じることもある。
 - ①「近距離」「対面」「大声」での発声や会話は控える。
 - ②児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
 - ③感染リスクが比較的高い学習活動を控える。

2 マスクの取扱いについて

- (1) 児童生徒等及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- (2) 地域や学校によって感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒等に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにする。

3 給食等の食事をとる場面について

- (1) 食事前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意する。
- (2) 学校給食の場面において「黙食」は必要としないが、地域や学校において感染が流行している場合は、一時的に活動場面に応じた対策を講じることもある。

4 出席停止の取り扱いについて

- (1) 出席停止の期間基準を「発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。
 - ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
 - ※期間については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長(園長)が判断する場合とする。

参照：文部科学省「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)」

文部科学省「学校保健安全施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)」(令和5年4月28日)